

## 令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、本市のスポーツ振興を図るため、予選会等を経てスポーツ大会に出場する者又は国の代表選手等として活動する者に対し、予算の範囲内で令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、当該奨励金の交付については、この要項に定めるところによる。

2 奨励金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ大会出場奨励金

(2) 強化指定選手奨励金

(定義)

第2条 この要項において「予選会等を経て」とは、予選会、記録会、選考会等の選抜手続又は出場標準記録を上回る記録を出したことにより大会参加資格を取得した場合をいう。

2 この要項において「県等」とは、国、県その他地方公共団体若しくは公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）をいう。

(交付対象者)

第3条 スポーツ大会出場奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する個人又は団体で、県等の主催する関東大会、東日本大会若しくは全国大会に出場する選手として登録された者

ア 市内の小・中学校に在学する者

イ 結城市スポーツ協会に加盟している団体に所属している者

ウ 結城市スポーツ少年団に加盟している団体に所属している者

エ 市民で構成するスポーツレクリエーション競技団体に所属している者

オ 市内在住の者

(2) 市内に在住、在勤又は在学する個人（以下「市内在住者等」という。）で、日本代表としてオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会、世界選手権大会、アジア選手権大会その他の国際大会に出場する者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める大会等に出場する者

2 強化指定選手奨励金の交付を受けることができる者は、市内在住者等で、当該年度において公益財団法人日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会が認めた強化指定選手とする。

(奨励金の額)

第4条 スポーツ大会出場奨励金の額は、別表第1又は別表第2に定める額とする。

2 強化指定選手奨励金の額は、別表第3に定める額とする。

(交付申請)

第5条 スポーツ大会出場奨励金の交付を受けようとする者は、令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付申請書（スポーツ大会出場奨励金）（様式第1号）に次に掲

げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 大会要項等
- (2) 出場に至る予選等の結果を証明できるもの
- (3) 大会結果報告書
- (4) 出場者等登録名簿
- (5) 債権者登録申請書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 強化指定選手奨励金の交付を受けようとする者は、令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付申請書（強化指定選手奨励金）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 交付対象者であることを証明できるもの
- (2) 債権者登録申請書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前各項の規定による申請は、出場する大会が開催される年度内にしなければならない。  
（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて有識者の意見を聴き、奨励金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金交付の可否を決定したときは、令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請した者に審査結果を通知するものとする。この場合において、奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

大会区分	奨励金の額	
	個人	団体
関東大会、東日本大会	5,000円	交付対象者1人につき、5,000円を乗じて得た額。ただし、100,000円を上限とする。
全国大会	10,000円	交付対象者1人につき、10,000円を乗じて得た額。ただし、200,000円を上限とする。
市長が特に認める大会等	市長が適当と認める額。ただし、10,000円を上限とする。	交付対象者1人につき、10,000円を上限として市長が適当と認める額に、交付対象者数を乗じて得た額。ただし、200,000円を上限とする。

別表第 2 (第 4 条関係)

大会区分	奨励金の額
オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会	100,000円
世界選手権大会	50,000円
アジア選手権大会	30,000円
その他国際大会	10,000円

別表第 3 (第 4 条関係)

選手区分	奨励金の額
日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会 が認めた強化指定選手	100,000円

結城市長 様

住 所  
氏 名  
(名称及び代表者)  
連絡先

令和 8 年度結城市トップアスリート育成奨励金交付申請書（スポーツ大会出場奨励金）

令和 8 年度結城市トップアスリート育成奨励金交付要項第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 大会の名称 \_\_\_\_\_
- 2 大会の期日 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで( \_\_\_\_\_ 日間)
- 3 開催場所 \_\_\_\_\_
- 4 参加者 選手 \_\_\_\_\_ 人
- 5 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

6 奨励金の受領方法（口座振替払）

払込金融機関	銀行 店	口 座 番 号					
フリガナ							
口座名義	普通・当座						

- 7 添付書類 (1) 大会要項等  
(2) 出場に至る予選等の結果を証明できるもの  
(3) 大会結果報告書  
(4) 出場者等登録名簿  
(5) 債権者登録申請書 ※登録済みの場合は、提出不要  
(6) その他市長が必要と認める書類

結城市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付申請書（強化指定選手奨励金）

令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付要項第5条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 奨励金の受領方法（口座振替払）

払込金融機関	銀行 店	口座番号					
フリガナ							
口座名義	普通・当座						

- 3 添付書類
- (1) 交付対象者であることを証明できるもの
  - (2) 債権者登録申請書 ※登録済みの場合は、提出不要
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様

結城市長

令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金について、下記のとおり決定したので令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付要項第6条第2項の規定により、通知します。

記

1 交付する

- (1) 奨励金の種類 スポーツ大会出場奨励金  
強化指定選手奨励金

- (2) 大会の名称（スポーツ大会出場奨励金を交付する場合）

\_\_\_\_\_

- (3) 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

(4) 交付条件

令和8年度結城市トップアスリート育成奨励金交付要項を遵守すること。

2 交付しない

(理由)

※支払予定日：令和 年 月 日

No. 

--	--	--	--	--	--